

一毫梅平年ノ常太レシ毎日公休、手向山ノ基中
其室一戸、計し三年半、付セシ以下、付ニ、壹罰ノ付
其方持ハシ室リ、事ナム、其取2(2)以上、其出ナリ付
不利尤一、行一毫、梅平ニシテ、其大ニシテ、意滿リ有レニ
付ノサセレニサセ、而前、其基中、當ナム之付ト
方送協傳、其年ノ以サセ、双方ノ事ニシテ、其基中(2)種
半兵八十五ト定名下、提事ナムニ核者、之レシ
事ナム。

事ナム

事ナム

事ナム

後色草出方リ、手向山、底ニシテ、一毫梅平ノ付
シ及
付ニシテ、其方持ハシ室リ、事ナム、其取2(2)以上、付ニ
徐解、其事ニシテ、其基中、當ナム之付ト
付ノ事ニシテ、其基中(2)

事ナム、故折名ノ久川姓、其事ニシテ、其基中(2)

名ハ金部異存ニシテ、事ナム。

②丸義通幸吉(名小太夫の十九)、(二二八二八)
所立地、福井縣立高野口村内村山田

方跡名、
事ナム

事ナム

事ナム

事ナム

事ナム

事ナム

事ナム

事ナム

事ナム、故折名ノ久川姓、其事ニシテ、其基中(2)
セナレル、取事上、付ニナム、其事ニシテ、其基中(2)
立事ナム、付事ニシテ、一人死、其子ノ船社元ノ事
院東一人(元二)、社焼、付シ一日、れナマ、付ナマ
事ナム、付事ニシテ、其事ニシテ、其基中(2)